## 貨物自動車運送事業者行政処分状況(平成30年9月分)

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	営業所 点数
20180904	有限会社 館林運輸(法人番号3070002030003) 代表者吉田 直記	群馬県邑楽郡邑楽町 大字赤堀字雲雀32 34-3		群馬県邑楽郡邑楽町 大字赤堀字雲雀323 4-3	(30日車)	輸送安全規則第3条 第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として平成30年1月19日及び同年2月6日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(5)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)(7)定期点檢整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条第1項)(8)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条、自動車事故報告規則第3条第1項)	3	3
20180904	宇賀神興業 株式会社(法人番号7060001010886) 代表者宇賀神 正	栃木県鹿沼市西茂呂 1-22-24	本社	栃木県鹿沼市西茂呂 1-22-24		輸送安全規則第13条	法令違反の疑いがあることを端緒として、平成30年2月8日及び同年3月20日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(3)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)(4)運行記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(6)不正改造車両(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第41条)(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	11	11
20180904	斎藤運輸 株式会社(法人番 号5060001024319) 代表者斎 藤 秀樹	栃木県矢板市荒井6 15-687	矢板	栃木県矢板市こぶし台 9	(125日車)	輸送安全規則第8条 第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として平成30年2月22日及び同年3月9日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(3)乗務等の記録の不実記載違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)(6)運行指示書による作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条第1項)(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	13	13
20180904	東群運送 株式会社(法人番号9070001005000) 代表者原 栄一	群馬県佐波郡玉村町 上福島731-3	前橋南インター	群馬県佐波郡玉村町 上福島731-3			死亡事故を引き起こしたことを端緒として平成30年7月11日、監査を実施。 2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

20120011	<b>太阳春外 曲丛/注 1 至 2</b>	<b>                                      </b>	YTT AN	块工用深公士工公。	古光度 1 /2 7 8 1	化基本科士库以士业	けんきこのないだもでにのは切り出めまして、まずこうとこうことにませ	105	loc I
20180911	有限会社 豊仲(法人番号 9030002081531) 代表者長谷 川 昌則	八丁和11日33 - 1		埼玉県深谷市大谷2388-5		輸送安全規則第13条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、平成29年12月14日本社営業所、平成29年12月14日及び平成30年3月6日深谷営業所に監査を実施。本社営業所3件、深谷営業所14件の違反が認められた。本社営業所 (1)整備管理者の解任未届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第52条)、(2)運行管理者の解任未届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条、(3)事業計画の変更認違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条、(3)事業計画の変更認違反(貨物自動車運送事業結等9条第1項)深谷営業所 (1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録の不実記載違反(貨物自動車運送等輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)高虧運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)初任、高齢運転者に対する適性診断受診療務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)自動車NOx・PM法不適合車両使用のもの(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条第1項)、(12)運行管理者の選任の未属出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送率輸任)未属出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(13)事計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業結等9条第1項)、(14)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(14)事業計画可居出違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(14)事業計画可居出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)		35
20180911	有限会社 川澄商事(法人番号7050002035594) 代表者川 澄 芳生	茨城県常陸大宮市三 美266	水戸	茨城県水戸市若宮2 -8-7		輸送安全規則第13条	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、平成29年9月25日及び同年12月1日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(3)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)(4)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条第1項)(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)(9)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)		28
20180911	有限会社 湘栄サービス(法 人番号1021002002626) 代表 者渡邉 純浩	神奈川県藤沢市石川 5-9-11	伊勢原	神奈川県伊勢原市下 平間724-1	輸送施設の使用停止 (205日車)	輸送安全規則第13条	適正化事業実施機関の巡回指導を拒否したことを端緒に、平成30年3月23日、監査を実施。16件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(7)高餘運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)(8)初任・高齢運転者に対する適性診断受診務違安(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)(8)初任・高齢運転者に対する適性診断受診務違定(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条第1項)(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条)(11)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条)(11)運行管理者の選任(解任)未屆出違反(貨物自動車運送事業制選を全規則第23条第1項)(12)運行管理者の選任(解任)未屆出違反(貨物自動車運送事業結第9条第3項)(13)運行管理者の選任(解日)未屆出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)(16)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	21	21

	交神運輸 株式会社(法人番 号7010001043998) 代表者神 保 義昭	-13-24	市川	千葉県市川市千鳥町 10	文書警告	輸送安全規則第3条 第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として平成30年5月 29日、監査を実施。 4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵 守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)健康状態の 把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)(3)点呼 の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(4)運 転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 第1項)	(	0
	南総安房運輸 株式会社(法 人番号8040001073678) 代表 者長谷川 剛	千葉県館山市那古1 628-1	鴨川	千葉県鴨川市花房64 4-1	文書警告	輸送安全規則第3条 第4項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として平成 030年7月12日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)		0
	ビス(法人番号 7030001044978) 代表者大畑 實三	埼玉県朝霞市西弁財 1-2-17		埼玉県入間郡三芳町 竹間沢441-1	輸送施設の使用停止 (80日車)	輸送安全規則第3条 第4項	労働局からの通報を端緒として平成30年3月14日、監査を実施。11件の違 8 反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(5)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)(6)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)(6)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)(6)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条第2項)(6)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)(10)事業の健全な発達を阻害する競争のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第25条第2項)(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)		8
20180920	ヤマト運輸 株式会社(法人番号1010001092605) 代表者長尾 裕	東京都中央区銀座2-16-10	川口北	埼玉県川口市北原台 3-2-17	文書警告		救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として平成 0 30年7月26日、監査を実施。 1件の違反が認められた。(1)運転者に対 する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	(	0

20180926			I++	   + - + + -   - + - +	1+A > 2 + E = C = C + E = C + C	化业力和土壤以土业	NA A T A BULLET TO A SET THE WALL AT \$100 F = 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2	La	140
20100920	ワンツーランド 株式会社(法 人番号5180001055244) 代表 者山田 恭丈	愛知県名古屋市中川 区打中1-9	果	東京都足立区南花畑3-7-16		輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として平成30年2月23日同年3月1日、同年3月6日、同年3月14日及び同年3月28日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条第1項)(7)整備管理者の研修理者の選供任)未届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)(8)運行管理者の選供任)未届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業結等9条第1項)(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)(11)事業の健全な発達を阻害する競争のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第25条第2項)		13
20180926	月夜野運送 株式会社(法人 番号8070001022979) 代表者 黒田 久夫	群馬県沼田市薄根町 3359	本社	群馬県沼田市白沢町上古語父2583	(30日車)	輸送安全規則第10条 第2項	酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として平成30年2月9日及び同年2月27日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(3)乗務等の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)(4)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業等と安全規則第10条第2項)(9)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業未第9条第3項)	12	3
20180926	躍進運輸 株式会社(法人番号4080101004335) 代表者佐藤 栄祐	静岡県御殿場市川島 田1698-357	川崎	神奈川県川崎市川崎区扇町19番2号	(30日車)	輸送安全規則第3条 第4項	労働局からの通報を端緒として平成30年5月23日及び同年5月28日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(3)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)	3	3
20180926	吉成商事運輸 有限会社(法 人番号3050002004082) 代表 者吉成 洋治	茨城県水戸市高田町 179-3	本社	茨城県水戸市高田町 179-3		輸送安全規則第13条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として平成30年6月7日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(4)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条第1項)(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条第1項)(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業結安全規則第23条第1項)(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	13	13

20180926	株式会社 TOMsLINE(法人 番号3011701017634) 代表者 吉田 智行	東京都江戸川区西瑞江3-33-6		千葉県八街市沖102 6-2		法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として平成30年7月13日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
----------	---	------------------	--	-------------------	--	----------	---	---	---